

研究機関等における知的財産権等研究 成果の取扱いについて（意見）

平成13年12月25日

総合科学技術会議

I. 基本的考え方

科学技術振興を図っていく上で、知的財産権等研究成果の適正な取扱いは重要である。

特に先端科学技術の分野で基礎研究と産業化の結びつきが急速に強まり、国際競争が激化するとともに内外の研究機関等や産学官の間の連携や交流が進む中で、知的財産権等の研究成果の適切な保護と活用が一層求められるようになってきている。

従来から我が国の公的研究機関における研究成果の取扱いに関するルールの不備や意識の低さが問題となっていたが、本年5月に発生した理化学研究所の研究者が米国司法当局から起訴された事件を契機に、一層その重要性が認識された。

今後我が国が、研究開発を促進するとともに、研究者の流動化や科学技術活動の国際化に対応し、また、産学官の共同研究等や技術移転を進めるためには、法律に基づく知的財産権のほか、研究データ・情報、研究試料、研究材料、実験装置、試作品その他の研究成果物（別紙1参照）の取扱いについて、予め明確にしておくこと等により、その適正さを確保する必要がある。

II. 現 状

総合科学技術会議においては、本問題を5月24日の本会議において議論し、これを受け、内閣府において関係府省・機関等の協力を得ながら、研究成果の取扱いに関する現状調査を行った。この結果、研究データ・情報、研究試料、研究材料、実験装置、試作品その他の研究成果物の取扱いに関し規定を設けていない機関が多いことなど、研究成果の取扱いに関し、十分な取決めがなされているとは言い難い状況である（別紙2参照）。

なお、理化学研究所においては、本年5月の理研研究者起訴問題を受け内部検討を行った結果、さる11月28日、研究試料の移転に関する事項、研究者等との間の契約に関する事項等についての改善策をまとめたところである。

III. 研究成果の取扱いについての提言

1. 提言の趣旨

本提言は、我が国研究開発にかかる関係機関・関係者の全てが、研究成果の取扱いの重要性と緊急なルール整備の必要性を認識し、関係府省・研究機関等において、相互に連携を図りつつ、これについての必要な対策を早急に講じることを求めるものである。

2. 提 言

(1) 研究成果の管理等について

①(7) 研究機関等における研究成果の活用を促進するため、特許等の知的財産について、研究者の個人帰属から、研究機関等の機関帰属を目指した転換を図る。

独立行政法人研究機関等の法人格を有する機関においては機関帰属への転換を進める。

国立大学等においては、法人化に際して機関帰属への転換を図るとともに、それまでの間においても、技術移転機関に国有特許及び個人有特許を譲渡等することなどにより、大学側で一括して管理・活用（実施権設定等）できるようとする。

(1) これと併せて、帰属機関による発明補償金の支払いや、技術移転機関からのロイヤリティ配分等により、発明者たる研究者のインセンティブを向上させる方策を講じる。

② 研究機関等においては、特許権、実用新案権等に加え、当該機関で行う研究内容等に照らし必要に応じて、回路配置利用権、プログラム等の著作権、植物品種育成者権、営業秘密（ノウハウ等）の保護及び商標権等の知的財産権に関しても一定のルールを定める。

③ 研究機関等においては、当該機関での研究の過程で作成・取得された研究データ・情報、研究試料、研究材料、実験装置、試作品その他の研究成果物の取扱いについて、一定のルールを定める。この際、広く研究を進めるため、必要な研究成果物を研究者間で提供する場合と、研究成果物を民間企業等に提供し商業的に利用する場合の双方があることに配意する必要がある。

- ④ 研究機関等においては、前項の研究成果物の取扱いに関する責任体制を明確にし、譲渡等の手続きを定め、適切な管理・保管を行う。特に、研究者の雇用の際、持ち込む研究成果物に関し前所属機関等からの移転手続きを確認するなど、適正に対応する。
- ⑤ 研究機関等においては、①から④に記した知的財産権等研究成果に関するルールの整備や紛争への対応を含めた適正な管理等を行うため、専門家の確保等による体制整備に努める。

(2) 研究契約における研究成果の取扱いについて

- ① 研究機関等において、共同研究等の開始の際に締結する契約内容については、研究成果の取扱いを含め、案件の性格等を踏まえ、両当事者の協議に従い、柔軟に対応するものとする。
- ② 研究機関等が締結する共同研究等の契約において、研究成果の帰属、特許等実施に当たっての取扱い、守秘義務等に関し、明確に定めることが望ましい。

(3) 研究者の意識啓発等について

- ① 研究機関等は、定期的な研修の実施等により、知的財産権等研究成果の取扱いに関し、所属の研究員、職員等の意識啓発を図る。特に、海外の研究機関等に派遣された場合は、当該機関の規程、又は当該機関と研究者との間の契約を遵守し、研究成果の取扱いについて注意深い対応をとることが必要で

あること、また、契約については慎重に検討して締結すべきことについて十分認識するよう徹底する。

- ② 研究機関等は、研究成果の活用により生じ得る、研究者とその所属する研究機関等との間の利益相反(Conflict of Interest)の管理について、ガイドラインを作成することなどにより、配意する。

なお、研究機関等における研究成果の取扱いにとどまらず、国際的な競争環境の中における今後の我が国の科学技術にかかる知的財産に関する諸問題（知的財産権保護の強化など）について検討すべきである。

IV. フォローアップ

今後、総合科学技術会議においては、引き続き知的財産権等研究成果の取扱いに關し、関係府省・機関等の取組状況を把握する。